

質疑に対する回答書（随時更新）

R8.7.10時点

業務名：2027年国際園芸博覧会高知県ブース出展等委託業務_公募型プロポーザル

No.	質問項目	質問事項	回答内容
1	募集要領_（2）事業の目的	主要品目の需要拡大が目的とのことだが、ブース展示において、必ず使用しなければならない品目はあるか。	品目に指定はございませんが、「別添資料1_5（1）④県産使用花材例」を参考に高知県産の主要品目を中心に使用してください。
2	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	ブースで展示する花きの仕入れ先に指定はあるか、県産花きであれば、県外の市場から仕入れても問題ないか。	指定はございません。県外の市場（及び仲卸・花屋）から仕入れていただくことも可能ですが、出展期間中に花きを確保するため、産地との調整は事前に必要となると考えます。最も効率的な方法で仕入れていただくことを推奨します。
3	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	高知県で生産されている品目であれば、県外産の花きをブースで展示しても問題ないか。	県産の花きを使用してください。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議のうえで対応を決定することとします。 また、県産花きを装飾、または引き立てるための葉もの類は必要に応じて県外産を使用いただいても構いません。
4	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	使用する県産花きについて、仕入れ産地の指定はあるか。	ございません。

質疑に対する回答書（随時更新）

R8.7.10時点

業務名：2027年国際園芸博覧会高知県ブース出展等委託業務_公募型プロポーザル

No.	質問項目	質問事項	回答内容
5	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	ブース内でのPRについて、パンフレットの掲示等以外にどんなことが認められているのか。例えば、人を配置して何らかのPRをすることは問題ないか。	<p>出展面積の5%以内であれば、人員を配置したPR活動を実施することが可能です。ただし、人員を配置したPR活動や体験等のデモンストレーションを実施する場合は、実施者及び体験等に参加する来場者が占有する面積の全てがPR活動面積として算定されます。また、有償によるサービスの提供や寄付の募集等は、規制の対象であり、実施できません。</p> <p>なお、配置したスタッフが展示のコンセプトや見どころ等を説明する行為については、PR活動には含まれないものとされています。</p>
6	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	ブース内に配置する人員について、人数制限はあるか。	<p>人数制限はございません。ただし、車椅子利用者の導線確保等に配慮してください。詳しくは、博覧会協会が発行する「2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン」をご確認ください。</p>
7	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	現場責任者は、会期中、同一人物である必要があるか。また、現場責任者はブースに配置するスタッフとして兼務してもよいか。	<p>事前に実施体制をご提示いただければ、同一人物でなくても問題ございません。また、現場責任者とスタッフの兼務についても問題ございません。</p>
8	企画提案書作成要領_別添資料1_5 業務の内容	ブースの設営は夜間作業になるか。	<p>開園（9:30）の前後数時間は会場内への車両の乗り入れ、閉園（通常開園時は19:00、夜間開園時は21:30）の前後数時間は会場外への車両の退出ができない時間帯が設定される予定です。そのため、基本的には、夜間作業となる想定です。</p>